

# 一般会計予算審査特別委員会会議録

日 時 令和8年3月9日(月)

午前9時 開会

場 所 役場4階大会議室

1. 出席者 委員長 田代実 副委員長 吉田功  
委員 北村和士 武尾哲治 中津川定雄 秋田谷光彦 古谷星工人 平野由里子  
飯田一 寺嶋正  
オブザーバー 議長 南雲まさ子
2. 欠席者 井上栄一
3. 説明者 執行側 町長・副町長・教育長・会計管理者兼出納室長・参事兼政策推進課長・参事兼総務課長・参事兼観光経済課長・安全防災担当室長・税務課長・町民課長・福祉課長・子育て健康課長・まちづくり課長・環境上下水道課長・教育課長・生涯学習推進課長・各課長補佐・各係長
4. 議 題 議案第15号 令和8年度松田町一般会計予算
5. 審議の内容

委 員 長 皆さん、おはようございます。定刻1分前ですけれども、全員おそろいのようなので、ただいまより一般会計予算審査特別委員会を開催いたします。

一般会計予算審査特別委員会の委員長を務めます田代実です。よろしくお願いいたします。副委員長は吉田功君が務めます。よろしくお願いいたします。

一般会計予算審査特別委員会は、議員から11名選出しております。本日の特別委員会は、委員11名中10名が出席し、井上委員から入院のため欠席という連絡が届いております。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

(午前9時00分)

なお、議長はオブザーバーで出席いただいております。このメンバーで進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

お知らせします。

この特別委員会に傍聴を希望される方は、委員会条例第16条の規定に基づき、

入り口の傍聴記載名簿に記入をもって許可いたしますので、御承知おきください。

なお、議会事務局より写真撮影とパソコン使用、議事録作成のため録音の申出がありましたので、許可いたしますので、御了承ください。お願いします。

町長並びに議長がお見えですので、御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。では、町長、お願いいたします。

町長 皆さん、改めまして、おはようございます。令和8年当初予算の予算審査特別委員会ということで、委員の皆様方、大変お忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。

土曜日は寄の例祭に行かせていただいて、非常にやっぱり歴史と文化が本当に地域の皆さん方がつなげていただいていることに、本当に改めてね、あの場に行って感じたところでございます。本当に皆さん、多分うちの役場の職員でも見たことない人たちもいると思うんで、来年はぜひまた行ってもらえればなと思います。本当に大切な大事な町の文化だなというふうに思いました。

また昨日はですね、また雲一つないぐらいの天気のもと、また寄に行かせてもらって、グラウンドを使ってですね、サッカー大会をやっていただきました。非常に若い方が頑張っていたいて、役場のチームも参加させてもらって、何か準決勝で負けて3位だったのかな、という話だったんです。けがをして、今日来ていないという話は今のところ聞いていないので、本当にそういったコミュニケーションも非常にありがたいかなと思っています。

また、昨日は、久しぶり、ちょっとなかなか行けていなかったもので、久しぶりにうちの子たちの野球の卒業記念大会というのがあったんで、中井球場にちょっと行ってきました。そこでやっぱり感じたのはですね、昔、この足柄上郡に7チームあったんですね。松田に1つ、大井に1つ、中井に2つ、開成町に2つ、山北に1つ。今、実は3チームしかない。3チーム。それもやっぱり一学年で一チームどこもつくれていなくて、逆にほかの地域から集めたりとかしているような状況でございます。これは野球だけじゃなくサッカーもかなと思うところもありますけれども、非常に全体的に子供が少ないなというふうな感

触で見えてきました。

今回の松田町の予算は、歴史と文化、命と歴史を紡ぐということで、チルドレンファースト2.0ということですね、予算を組ませていただきましたけれども、やはり子供たちが住みやすい環境、また産み育てやすい環境をやっぱりつくっていかないと、やっぱりその歴史と文化自体も紡いでくれとか、つなげてくれる方々が減ってくるということはもう想像ができるところでもございますので、そういった思いの中で予算を組ませてもらいました。

今日はいろんな皆さん方の質問に対して御回答させていただくことになるかと思っておりますけれども、忌憚のない御質問をしていただいて、向かうべき方向を一つにしてですね、令和8年度も組んでいければというふうに思っておりますので、審査のほう、よろしくお願ひ申し上げて、御挨拶させていただきます。よろしくお願ひします。

委員 長 どうもありがとうございました。

続きまして、議長、お願ひいたします。

議長 皆様、おはようございます。本日は一般会計の当初予算の審査をよろしくお願ひ申し上げます。

今年度、令和8年度の当初予算は、一般会計67億9,000万円と、一般会計及び全会計全てで過去最大の予算規模となっています。委員の皆様の慎重な御審議をよろしくお願ひ申し上げます。以上です。よろしくお願ひいたします。

委員 長 はい、ありがとうございました。町長におかれましては副町長以下の職員にお任せしたいということで退席したいという申出がありましたので、このように取り計らって御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。では町長、何かありましたらお呼びいたしますので、よろしくお願ひいたします。自席で待機をお願ひいたします。

(町長退室)

委員 長 それでは本日の特別委員会、一般会計予算の歳入は、政策推進課、総務課、税務課、まちづくり課は係長以上、そのほかの課長職の出席をお願ひし、歳出

は例年どおり係長職以上の出席をお願いしてありますので、御承知おきください。

審査方法について皆さんにお諮りします。私がこの予算審査特別委員長に推薦されたときに、審査方法について提案させていただいております。その内容は、町長の所信表明で示された重点施策、そして2月13日の全協の説明であった8年度当初予算の概要の歳出のところ、重点事業、新規事業、拡充事業、物価高騰支援事業、地方創生推進事業など、政策テーマに沿った事業の提案がされております。

そのようなことから、今回の予算委員会については、この事業に絞って、政策的な面、また、令和8年度に予算計上してどのような成果を目的として行うのか。このような点を論点として審査を進めたいと思いますが、このように取り計らってよろしいでしょうか。

平野委員 基本的にそれでいいと思うんですが、もう一つ、ちょっとこの予算委員会の中身は、広報にやがて載っていくことなので、このことはちょっと町民に知っておいてほしいなみたいなものが各委員もしあれば、それは御質問を許していただければなと思います。そうすればここにあったことは拾えますのでね、後に紙面にね。

委員長 ただいま平野委員から提案のありました、ぜひ町民に知らせたいこと、そういったことについても、今回の質疑応答の中で行っていくと、このように取り計らってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 はい。ありがとうございました。

あと私のほうからもう1点だけ。委員の皆様から、審査の中で特に重要な意見、これについては委員会報告書の附帯意見ということで、毎年二、三点、四点ぐらい入れておりますので、その辺も留意して質問をぜひお願いしたいと思います。

では、審査方法の詳細についてお諮りします。どのように進めたらよろしいでしょうか。委員の皆さんの御意見をお願いいたします。

吉田委員 はい。進め方については、今、委員長のおっしゃった形でいいんですけども、1点ですね、新モビリティサービス推進事業をちょっと考えるところで、従来の一般社団法人足柄オンデマンドとの契約の写し等がございましたら、そのときまでにちょっとお見せいただければありがたいなと思っています。

委員長 はい。皆様にお諮りします。今、吉田副委員長のほうから、地域交通の関係の契約書ですか、その辺について拝見したいという申出がありますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

経緯といたしまして、前回議会が終わったときに、町長から、新聞報道でなされているオンデマンドのほうの会社の負債がかなり出ていると。それについては契約行為で、別に町のほうは責任がないので、皆さん御承知おきくださいというお話があったと思います。その件で吉田さんは質問されたというふうに御理解してよろしいですか。

吉田委員 はい。それで今後、今回も59ページのところで、新たな形での進め方があるようなんですけども、従来これはどうなっていたのかなということで、資料として見せてもらえたらなと思ったということです。

委員長 ということですが、いかがいたしましょうか。御意見をお願いいたします。

平野委員 予算審査のほうに関係があることでしたらここでやるべきなんですけど、どうなんですかね。

委員長 吉田副委員長、どうですか、予算審査に関係あるのかどうか。その件について、明確な回答をお願いします。

吉田委員 はい。従来の今ある形を進めていくのか、また、59ページのところの予算書で、新しい形を進めていくということで、従来どういう形であったのかというのを見ながらここを進めていくというところで、ちょっと拝見したいなと思ったということです。

委員長 そのような吉田副委員長からの回答ですが、いかが取り計らいましょうか。

寺嶋委員 これはオンデマンドバスの関係はね、民間、官と民なんですけれども、実際、官と民が契約しているわけで、直接は議会といますか、そういうのには契約は、対象にはならないですよ。ですから、それを見てどう審議するのかじゃ

なくて、町との契約というのはもう決まっているわけですから、それはね、要するに、これ以上官が抱えている問題を、ここで審査するにはふさわしくないと思うんですよ。だからあくまでも町とか交通会社の関係ですからね、デマンドは。だからそういう面で、資料を見てじゃあどうするのかということじゃなくて、まあ聞くんでしたらね、今後の方針はどうかと。今、年度末で終わるけれども、今後どういうふうに町は考えているのかと、そういうやっぱり質問といたしますか、聞き方というか、予算の審査だと思うんで、これはちょっと私はクエスチョンで、あまりふさわしくないなと思います。

委員 長 はい。ただいま寺嶋委員から必要ないのではないかと御意見がありましたが、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

飯田委員 今回の寺嶋委員の意見に賛同です。

委員 長 はい。ほかの方はどうでしょうか。

武尾委員 私も今回の予算審査に、その今までの契約かどうかというのは、あまり結びつかないと思うので、寺嶋委員の意見に賛同です。

委員 長 賛同の方が多いですけれども、ほかの方も同様なお考えでよろしいですか。

中津川委員 はい。予算審査という中では、その過去の契約というのは、これはちょっとこの場で調査というか審議するのはおかしいかなと思いますので。

委員 長 いいですか。

吉田委員 はい。やっぱり審査の時間もありますので、そういうことでしたら結構でございますので、却下させていただきます。

委員 長 はい。では今の資料のほうは取下げということでお願いいたします。ただ1点、前回、町長から議会が終わった後に緊急連絡事項ということで、神奈川新聞、読売新聞、朝日新聞に赤字が出ているその対応をどうするんだというときに、契約に基づいて町はやっているんだということで、おかしくないんだというお話が出ましたのでね、今回の予算の取扱いのときに担当課からそういった関係の質問が委員から言われた場合は、契約書の第何条に基づきこうだよと、そのようなことでお答えいただければクリアできるのかなと。先ほど平野委員からありましたように、若干予算とは関係ないけれども、ぜひ町民に知らせて

ほしいというようなことで質問が出た場合には、そのような対応で行いたいと思いますが、このようにお取り計らってよろしいでしょうか。

( 「はい」 の声あり )

委 員 長 はい。ではそのように行います。

では、具体的に審査方法、これについて皆様から御意見をお伺いいたします。

寺 嶋 委 員 いつものように審査方法としてはですね、歳入は一括で、歳出は款をある程度区切ってお願いしたいと思います。もし委員長の案がありましたら、お知らせいただきたいと思います。

委 員 長 はい。ほかの方はいかがでしょうか。

なければ、私の考えも含めて皆様にお諮りいたします。寺嶋委員から提案のあったとおり、これは慣例ですね。一般会計予算のまず1点目が歳入、町税から町債まで、ページ数で言いますと14ページから39ページまで一括して行います。

それで今度は歳出です。款別に行います。議会費、総務費、40ページから65ページです。このときに職員の入替えの関係もありますので、土木費の住宅費、消防費、108ページから113ページ、これを一括して行いたいと思います。次に、民生費、衛生費、64ページから87ページまでを一括。その次、農林水産業費、商工費、土木費、86ページから109ページまでを一括。最後が教育費、公債費、諸支出金、予備費112ページから143ページまで、これを一括ということがこれまでの慣例です。

私、今回、審査委員長としてちょっと提案したいのが、歳入の中で財源、結構起債だとか地方創生だとか、いろいろお金を苦慮しながら集めて、それなりの予算を組んでおります。そのような関係で、起債内訳の関係が168から183ページまで、総額起債額79億4,670万円、こういった一覧もあります。ですから、この辺も含めた中で質疑をやると、もう少し充実したものができるのかなということで、これは私からの提案ということでさせていただきます。別にこれで質問なければスルーいたしますので、ある方はここも質問してよろしいでしょうかという提案です。

最後に、予算の全体を通しての総括質問と、このような項目を慣例に基づいて行いたいと思います。

というふうなことで、このような内容で審査をしていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「もう一度お願いします。」の声あり)

委員長 はい。ページごとに申し上げます。歳入、14ページから39ページ。歳出、議会費、総務費、40ページから65ページ。職員の入替えの関係で、この総務費に併せて、土木費の住宅費、消防費、108ページから113ページ。これも今までも慣例でこのように行っております。皆さん記憶あると思います。次に、民生費、衛生費、64から87、これを一括。次に、農林水産業費、商工費、土木費、86ページから109ページ。教育費、公債費、諸支出金、予備費、112ページから143ページ。これに加えて、私の提案として、168から183ページ、これに、起債、79億4,670万円の起債のうち、162件が各々出ています。この辺も含めて質問があれば受けてもよろしいのかなということで、今回新たに提案させていただいております。

最後は、一般会計予算の全体を通しての質問、総括質問、総括事項ということで進めたいと思いますが、このように取り計らって御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長 はい、ありがとうございます。異議なしと認めます。一般会計予算の歳入は一括、歳出は款別、そして総括事項の順に審査をさせていただきます。

説明員の皆様をお願いします。答弁につきましては、一般会計予算の歳入については、全出席職員で対応してください。歳出は係長を中心をお願いします。補足説明や係長の答弁が誤解を招く場合などは、課長補佐または課長、参事が答弁してください。また、回答が難しい質問については、これは係長レベルです。課長補佐レベルで難しいという質問がありましたら、課長または参事に答弁をお願いいたします。質問に対しては、マイクを使用し、所属名と名前を言ってから質問に明確に答えていただきますようお願いいたします。款ごとに休憩を取りますので、担当した部分が終わりましたら、職員は退席していただい

て結構です。

委員各位へお願いします。議事録作成のため、発言の際には、議席番号とお名前を言っていただき、質問箇所のページを質問要旨ということでお願いします。効率よく進行するために、一問一答方式の質問は御遠慮ください。質問につきましては、まとめて行ってください。款の場合もそうです、歳入の場合もそうですけど、ページの若い順から順に、ページと質問のタイトル名、これを続けて1回でおっしゃっていただきたいと思います。職員は質問内容の順番に沿って順に答えてください。

それでは審査に入ります。一般会計予算の歳入は一括審査とします。14ページの町税から39ページの町債までの審査を行います。質問のある委員は挙手をお願いします。

寺 嶋 委 員 2点ほどあります。1点目は、19ページの住宅使用料ですが、3,100万円の中からありますが、この使用料は、町営住宅と、籠場住宅、町屋住宅ということで、それぞれ収入が予定されておりますが、この管理戸数とですね、実際のぐらい入居して、この入居戸数はどうなのかということであります。それから、それで、現在、あと空き家になっているところがあると思うんですが、この入居募集はどのようにされているのか、まずはお伺いをいたします。

次に、33ページの一般寄附ですね、寄附金です。1億6,900万円の収入を見込んでおりますが、何件ぐらいで見込んでいるのかということと、それで、この金額ですが、どのような予算立てで、積算根拠とか、そういう積算がどういうふうなことで一般寄附が1億数千万円になったのか。あとは寄附金を増やすような手だては何か考えているのか。その辺についてお伺いをいたします。

委 員 長 寺嶋委員、2点でよろしいですか。

寺 嶋 委 員 はい。2点です。

委 員 長 はい。19ページの住宅使用料、それと33ページの寄附金、これについて回答をお願いいたします。

総務課長補佐 19ページの住宅使用料についての御質問について、回答させていただきます。こちらにつきまして、大きく3つに分かれます。まず町営住宅使用料というと

ころでございます、こちらが、いわゆる老朽化、従来の戸建ての住宅、あるいは河内の集合住宅の部分になっておりますが、こちらが戸数で申し上げますと、戸建て、集合住宅併せて28戸、28部屋でございます。入居が今21世帯ですね、入居されております。この分が一番上段の305万4,000円という部分でございます。

その下に公的賃貸住宅使用料、こちらが籠場住宅、かわねコート河内の分でございますが、こちらにつきましては、部屋が21ございまして、現在、入居者は18世帯でございます。そちらの分が620万1,000円ということでございます。

最下段の地域優良賃貸住宅使用料、こちらにつきましては、町屋住宅ですね。ラ・メゾンカラフル町屋の使用料になりまして、こちらが28部屋でございます。現在、契約が決まってこれから入居という方もいらっしゃるんですが、そちらも含めて27部屋埋まっているという状況でございます。

空き家の募集方法につきましては、老朽化している戸建てのところにつきましては、空きが出ましたら順次解体というふうにさせていただいておりますが、その他の集合住宅の部分につきましては、空きが出ましたら、町のホームページ、あるいは町屋住宅、籠場住宅の管理会社さんも入っておりますので、管理会社さんのホームページ、あるいは事業所、店舗のほうで募集を行わせていただいているという状況でございます。以上です。

政策推進課長補佐 今、33ページ、寄附金についての御質問、その中のふるさと納税、ふるさと応援寄附金1億6,900万円に対しましての御質問を頂戴いたしました。どのぐらいの寄附件数を見込んでいるかということでございますが、令和6年になりますけれども、1億7,700万円を寄附で採納した際に、8,700件ほどというようなデータがございます。ですので、8,000件程度というところが寄附の件数になっていくかなと思っております。

そしてですね、この1億6,900万円の積算の内訳でございます。大きく3つございます。後ほど歳出の中でも出てきますけれども、ゴルフ場3か所にふるさと納税自販機を設置されていることは御存じかと思いますが、それで約6,000万円ほど。そしてですね、これも後ほど歳出のほうで出てきますが、シティプロモーション用商品ということで、主力はビールでございますけれども、

これは7,000万円ほど、足して1億3,000万円ほど。それとですね、その他で、お肉だったりとかお酒だったりとかということで5,000万円ほど。足してですね、1.8億円。ここですと、ごめんなさい。その他、すみません、4,000万円です、すみません、1億7,000万円ほどという形で積算をさせていただいております。

そしてですね、最後に御質問ございましたのが、このふるさと応援寄附金を伸ばすための手だてというところでございます。こちらですね、非常に手前どもも苦慮しているところございまして、と申しますのが、本年10月からですね、総務省の規制が強化されるということが、もう一昨年の秋頃にお話があります。ですので、今後手だてといたしましてはですね、寄附の募集のサイトというものを拡充することで門戸をどんどん広げていく、サイトを広げていくということで、何とかこの当初予算額の確保というところにつなげていきたいと思っております。以上でございます。

寺 嶋 委 員      それでは再質問を行わせていただきます。

まず町営住宅でも、河内住宅と戸建てが、あの古い住宅ね、あるんですけど、河内住宅のほうは、どのような内訳でしょうか。それから、後で出てくると思うんですけども、実際、今、取り壊す予定もあると思うんですがね、戸建てのほうは、今、さっき町営住宅28戸と言いましたけれども、河内住宅と全部入れてなんだと思うんですが、河内住宅何件、戸建ては何件というようなことでお願いしたいと思えます。

それから、実際、空き戸数といいますか。これが3件から4件出ておりますが、先ほど、管理会社のほうと協力しながらね、ホームページとか広報等でお知らせして、一応入居のほうね、募集しているということですが、ここ数年、籠場のほうがね、結構、3件ぐらい空いているのかなと思うんです。空いているんで、この町屋も含めてね、この入居条件というのがあると思うんですよね。そういうのがあって、なかなか埋まらないのかね、そういう、何ですか、魅力がないとかというのはあるんですけども、その要因は何か、として何か考えられるようなことはありましたらお知らせください。

次に、33ページの寄附金のほうはね、おおよそ分かりましたけれども、やっ

ぱり寄附金を増やす手だてといたしますか、今8,000件ほどということなのですが、最高でやっぱり9,000件近くね、いつているような時期もあったと思うんですが、そういうようなことを考えながらですね、やっぱりどうやって増やすかという、なかなか策はないと思うんですが、やっぱり返礼品ね。魅力ある返礼品というのはやっぱりね、備えて、この寄附金を増やすというようなこともね、一つありまして、今ずっと毎年取り組んでいると思うんですが、そういうような考え方。

あと先ほど、何ですか、総務省のほうから規制が強化されたというんですけども、返礼品は寄附金の半分以上ということですよ。その規制というのはどんなことでしょうか、お伺いをいたします。以上。

委員 長 はい。それでは1点目の住宅ですね。

総務課長補佐 町営住宅に関する御質問、寺嶋委員からの御質問に回答いたします。

まず、旧来の住宅の内訳、先ほど、すみません、集合住宅、戸建て、併せて言ってしまいましたが、戸建ての住宅のほうで、今13棟残っております。入居者さんが10世帯いらっしゃるということでございます。集合住宅の河内住宅につきましては、一般の方が入居いただいている部屋が15部屋ございますが、そのうち今埋まっているのが11部屋ということになっております。

2点目の質問のほうですが、籠場住宅、町屋住宅の入居の条件でございますけれども、町屋住宅のほうにつきましては、一定の収入の中位層というか、条件がございますのと、あと新婚世帯、子育て世帯向けということになっております。籠場住宅のほうはそういった条件なくですね、広く御入居いただけるという住宅になっております。

籠場住宅のほう空きが多いというところなんですけれども、そちらにつきましては、もともとですね、古い旧来の住宅からの移転というところも視野に入れて造った住宅でございますので、ちょっとお部屋のほうがワンルームですとか、1LDKと、ちょっと単身者の方向けの住宅になっておりまして、なかなかちょっとニーズと今かみ合っていないのかなというふうに感じております。逆に新婚世帯向けのラ・メゾンカラフル町屋につきましては、多少入れ替わり

がありながら高い入居率のほうがありますので、こちらは今後も維持させていただきたいと思っております。以上です。

政策推進課長補佐　　今、寺嶋委員より、ふるさと応援寄附金に関します再質問を頂戴いたしました。委員とですね、私も同感でございまして、魅力ある返礼品というものを増やすことが、この寄附の増加並びに確保につながると思っております。この点につきましてではですね、従来どおりですけれども、観光経済課でブランド品の開発等もしておりますので、そういった中で連携しながら、より魅力ある返礼品を追加していきたいと思っております。

またですね、先ほど、規制の強化ということを、私、答弁をさせていただきましたけれども、2段階の強化がございまして。昨年の秋に強化されたのが、ポイントの付与の禁止というところで、新聞報道でもありましたけれども、楽天さんとかがふるさと納税をやっている際に、今まで寄附者に対してポイントを付与していたんですが、そういったポイント付与を全部のサイトでやっちゃいけませんというような形がございまして、やはり手前どもでも多少の影響がございました。やはりポイントがついている間に駆け込みで寄附を受けたというような事象がございまして、もうそのポイント付与は今終わっております。

もう一つの規制強化というのがですね、本年10月に予定をされておるものです。いわゆる地場産品基準の厳格化というものです。今、先ほどですね、私もこれからビールを拡販してきますというお話をしましたけれども、今、手前どものビールというのは、シティプロモーションに資するということで、ほかのところで生産しているものでも今の認定基準では大丈夫なんですけど、本年10月からですね、完全に地場産品のものではなければいけないということで、規制が強化されてくるということもございまして、今後ですね、歳出の中でも出てきますけれども、ボトルドウォーターの事業を始めるのも、そういったですね、地場産品基準に合った商品を自ら開発してですね、翌々年度になってしまうかもしれませんが、寄附を獲得していきたいと、そのような現れで当初予算に計上させていただいたというところで御理解賜ればと思います。以上でございます。

寺 嶋 委 員 はい、分かりました。終わります。

委 員 長 はい。ありがとうございます。

ほかに委員の方、質問がある方は挙手をお願いいたします。

北 村 委 員 27ページ、市町村自治基盤強化総合補助金4,279万円。まずですね、この補助金はどのような事業に充当されているのかちょっとお聞きしたいと思います。お願いします。1点のみです。

財 政 係 長 今御質問のありました神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金ですが、こちらは神奈川県のほうで出している補助金でありまして、対象事業としては幅広くいろんなメニューがあるんですけども、例えば地方創生に資するような事業であったりとか、また、その広域連携事業といたしまして、県内の市町村の広域でやるような事業に対して対象とされるものであるとか、ちょっとメニューとしては幅広くあるような補助金になります。

北 村 委 員 具体的に。

財 政 係 長 はい、具体的に。今年度の充当事業としましては、まず地方創生の国の交付金を充当させていただいているスポーツツーリズム推進拠点整備事業であるとか、あとボトルドウォーター生産整備事業でありますとか、あとですね、健康福祉センターの改修事業でございますとか、そういうものに当たってございます。

また、広域の事業といたしまして、歯科二次診療所の整備事業であるとか、あと開成町との十文字橋の補修事業であるとか、そういったものに当たっているような補助金になります。以上です。

北 村 委 員 この、今お聞きしてですね、スポーツツーリズムとかボトルドウォーターとか、多分今年、去年とかで始まったところが結構多いのかなと思うんですけども、この制度自体、この補助金が、多分神奈川県の補助金なので、終わってしまったときに、町の財政負担とかというのはどういう形になるのか、そういった終わってしまったというか、期限があるようなものなのか、そういうのも含めてちょっとお聞きしたいなと思ひまして。

財 政 係 長 すみません、今のこの補助金なんですけれども、直近で始まったようなもの

ではなくて、今まで継続的に続いてきたもので、来年度も予算を確保されているというふうに聞いておりますので、特に期限が定められたようなタイプの補助金ではないので、基本的にはこれからも続いていくような補助金と承知しております。

北 村 委 員     ということは、継続的に町の財政の助けというか、一部として考えていって問題ないというようなことでよろしいでしょうか。

財 政 係 長     そのような形で問題ないと思います。

北 村 委 員     ありがとうございます。今、来年度の候補で幾つか事業は、もう候補としてあると思うんですけど、今後、ここに組み入れていこうみたいな事業って、計画しているものって何かありますでしょうか。

財 政 係 長     一応、今後、基本的には地方創生の、補助金のメニュー上、地方創生に資するメインのところは、補助率が2分の1でいいのと、あとこれは配分のこの優先順位があるんですけど、地方創生に資するところの事業は、優先順位も高いので、今後も地方創生、国の交付金をもらって行っていくような事業に重点的に活用していきたいと考えているところです。以上です。

参事兼政策推進課長     ちょっと補足をさせていただきます。この補助金は、私も財政のほうの担当しているときからですね、神奈川県のほうが基本的に各市町村の自主性と主体性を尊重した行政のシステムの改革に向けた取組に対してということの規定がございますので、このような事業がまたありましたら、県と協議をし、新たな財源確保というふうな考えでおりますので、よろしく願いをいたします。

北 村 委 員     稼ぐ町とかというようなところでの地方創生関連ものは結構多いとは思いますが、できるだけね、町の財源を減らすために、こういったところも含めてですね、活用いただければと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。以上です。

委 員 長     はい、ありがとうございました。ほかの方、いかがでしょうか。

古 谷 委 員     31ページの、ちょうど中段ぐらいに、市町村学校給食費軽減交付金ということがあります。これ1点にお伺いしたいと思います。これは学校給食費の物価高騰に対する交付金なのか、それとも学校給食費そのものに対しての交付金な

のか。その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

教 育 課 長 失礼しました。市町村学校給食費軽減交付金でございます。こちらはいわゆる給食の無償化に資するために、国のほうを通じて、神奈川県から小学校の学校給食に対して、月額5,200円を補助するという仕組みのものでございます。ですので、増分というよりは、学校給食の無償化のために交付される交付金というような位置づけ、枠組みでございます。以上でございます。

古 谷 委 員 はい、分かりました。これは小学校の給食費の無償化のための交付金ということ。今、中学に関してはですね、まだされていないと思うんですが、今国のほうでも多分やっていると思いますけれども、もしですね、国の事業ですから、まだはっきり分からないと思うんですが、見通しがある、分かる範囲でお願いしたいと思います。

教 育 課 長 はい。今のところ、国のほうからですね、中学校についてというような情報というのは、残念ながらまだ届いておりません。

古 谷 委 員 分かりました。それじゃあまた、町単独で無償化ということで、今後8年度も予算がたしかあったと思うんですけれども、取り組んでいかれるということでよろしいでしょうか。

教 育 課 長 歳出のほうにも計上させていただきましたが、幼稚園、小学校、中学校、完全に無償化ということで、継続していきたいと。令和8年度は無償化ということで進めていきたい、取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

古 谷 委 員 はい、ありがとうございました。

委 員 長 はい。ほかの委員の方、質問いかがでしょうか。まだ3人で30分やっていないので、どしどしと意見をお願いします。全員ということなので。よろしいですか、質問。せっかく全員なので、議長を除いて全員なんで、何かあればどうぞ。いつもよりも時間が少し余裕あるのかなと思って再度皆さんに振らせていただきます。

では質問なしということなんで、歳入は終了します。

暫時休憩します。10時から再開します。

(9時46分)